令和４年４月１日

令和４年度　運輸安全マネジメントへの取り組み

大正交通有限会社
代表取締役　道見　誠一
北海道帯広市大正町基線 89 番地

１．　輸送の安全に関する基本的な方針

（1）　いかなる環境下においても、輸送の安全確保を最優先します。

（2）　安全輸送に関する関係法令等の遵守を徹底します。

（3）　指導、講習等を適切に実施し常に安全意識の向上に努めます。

（4）　万が一事故、災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い他の機関と連携し被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げます。

『輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、また最大の顧客満足である』ことを事業者のトップが深く認識し、率先して車内における輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、常に現場の状況を十分に把握し、社員に対し輸送の安全の確保が元雄も重要であるという意識を徹底させます。

当社における輸送３原則

【安心安全な輸送】　【快適な車両の提供】　【親切丁寧な真心こもった接客】

交通安全宣言

1. 安全速度・交通ルールを徹底遵守いたします。
2. 思いやりと譲り合いの心で社会の模範となる運転を心がけます。
3. 交差点では、優先車線に関わらず必ず安全を確認してから侵入し歩行者、二輪車の安全を守ります。
4. 昼夜問わずライト点灯を徹底し、周囲に注意を促します。また、夜間ではハイビーム（遠目）での走行に心がけ危険を早めに発見し路上横臥事故を未然に防ぐよう努めます。
5. お客様のシートベルト着用を呼びかけ、装着を徹底いたします。
6. 事故０を掲げ、社会に信頼される公共交通を目指します。

2.　輸送の安全に関する重点施策

経営のトップから全従業員へ、輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項、ならびに交通安全に向けたサービス向上運動を実施する。

（1）　輸送の安全が最も重要であるという意識を全社員に徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。

（2）　輸送の安全および災害時対策に関する組織体制と指揮命令系統を構築する。また、輸送の安全の確保に関する費用支出及び投資を積極的かつ高膣的に行うよう努めること。

（3）　輸送の安全および災害対策に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有すること。

（4）　輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。

（5）　緊急時における組織体制および指揮命令系統について、定期的に訓練または指導教育を実施すること。

輸送の安全に関わる組織体制と指揮命令系統

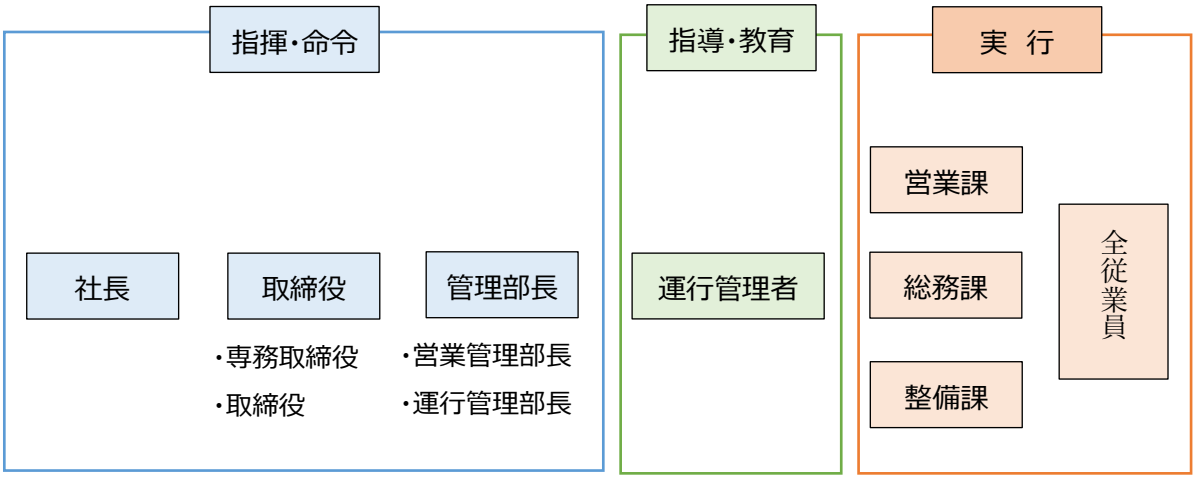

事故発生時および災害発生時の緊急連絡体制

【現場：①負傷者の有無を確認　②負傷者の救護に努める　③救急機関へ通報　④本社へ報告】

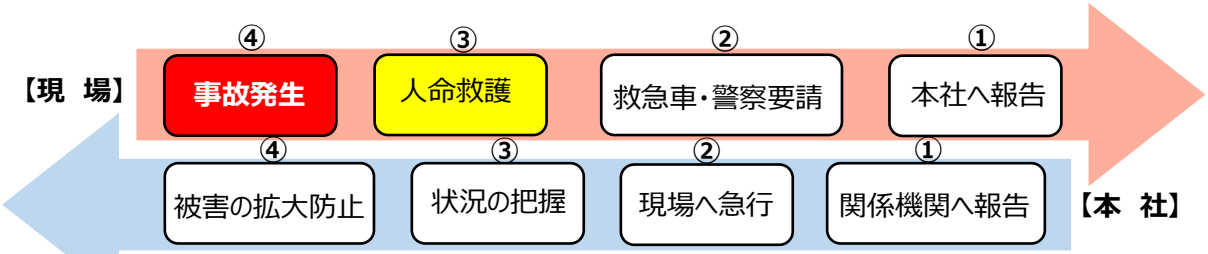

【本社：①関係機関へ報告　②現場へ急行　③状況を把握　④被害の拡大防止】

緊急時の連絡網体制

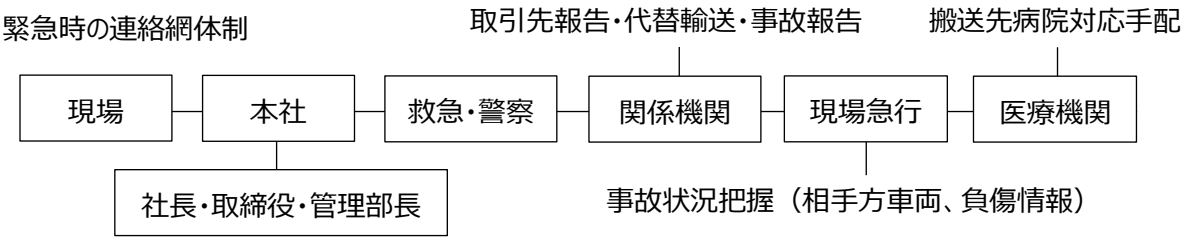

※　実車中事故が発生した際は、第一にお客様が負傷していないかを確認すること。周囲の負傷者や怪我の状況を確認し救急車両手配の必要性、警察への通報の要請をする。

1. 事故・災害が発生した際、双方事故の過失に関わらず負傷者が居る場合は、怪我の状況と周囲の状況を把握し、互いの人命、負傷者の救護を最優先すること。
2. 救急車両の手配、警察への通報をすること。（無線、携帯などの使用が出来ない場合は通行人などに要請を依頼すること）その後、速やかに本社へ報告すること。
3. 報告を受けた本社は、現場の状況を把握し速やかに他の機関と連携し被害の拡大防止に努める。事故の状況・負傷者の状態を判断し救急車の要請、警察への通報有無を確認、事故処理担当ならびに GPS を確認し、最短で現場へ急行できる車両を向かわせ事故状況の把握に努める。
4. 本社からの指示により現場に急行する者は、同じく負傷者の救護、乗客の保護を何より最優先すること。その後、事故の状況や負傷者の状態を確認し本社へ連絡すること。
   相手方、負傷がいる事故については、氏名、住所、連絡先の情報を収集すること。

3.　輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

項目	件数	目標
当方過失による事故	12 件	5 割減

内訳

物損事故（空車・回送）	12 件	5 割減
物損事故（実車中）	0 件	0 件
人身傷害事故	0 件	0 件
法令違反	0 件	0 件

① 事故内容の分析

総件数の 8 割にあたる 10 件は、迎車時あるいはお客様降車後の空車時に発生しており、車両を寄せる際の不注意による接触や車両を方向転換する際の接触事故であった。

上記の内容を踏まえ、本社出庫時における後退の際は同僚間で安全確認を徹底すること。

また、現場での方向転換時はより慎重な安全確認後の行動を徹底するよう指導した。

② 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故状況（以下の事故を引き起こした場合、３０日以内に事故報告書を国土交通省へ報告。）

項目	発生件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0 件

死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けたものをいう）を生じたもの	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続する事ができなくなったもの	0 件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）、又はシャシばねの破損、又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止に図る為に国土交通省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
車両故障による事故	0 件

③ 国土交通省による行政処分の状況（処分内容及び講じた措置等）

・令和 3 年度における処分なし

4. 輸送の安全に関する取り組み

（1）運行前及び帰庫後の点呼の際、輸送の安全に関わる注意の呼びかけと健康状態の把握に努める。

・当月もしくは過去同時期の事故、災害の発生状況をふまえた指導や注意を促し事故防衛への意識を高める。

◎世界中に蔓延したコロナウイルスの感染防止と拡散予防を目的とする従業員のマスク、アルコール消毒液の他、車内における除菌、抗菌の徹底と車内換気を適時行うことを徹底する。

・アルコール検知器など健康を把握する際に使用する機器は定期的に点検し維持管理に努める。

◎上記同様、コロナウイルスの健康管理の一環として出社時のドライバーの体温測定を新たな項目として徹底することとする。

・出庫前、帰庫後の点呼の際には健康状態、車両異常の有無、路面状況、事故災害などの報告を求め、かつ交代する乗務員へ周知する。

・車両清掃の際、小さな外傷や車両異常を見逃がさずその都度交代乗務員への報告ならびに点呼員へ報告し改善する。

・事故が発生した際は、ドライブレコーダー映像の解析を行い事故の要因と防衛策についてミーティングを行い全従業員へ周知する。

（2）交通安全、サービス向上に関わる実施計画

■春の全国交通安全運動、ハイタク交通事故防止強化月間・・・4 月～6 月

・無事故、無違反者表彰・・・（4 月中）
・小型車三角旗掲揚・・・（4/6～4/15）
・春の事故防止および交通安全講習・・・（4 月中）
・交通事故死ゼロを目指す日運動、デイライト強化・・・（4 月～6 月）
・安全祈願祭・春の乗務員研修・・・（5 月中）
　令和 3 年度発生事故対策、今年度の目標と取り組み
　主要取引先へのルート確認、危険個所の把握（新千歳空港、クラブメッドトマム、サホロ）
※管理職のみクラブメッドキロロ現地視察
・観光乗務員選任および研修・・・（6 月頃）
・ヒヤリハット研修、ドライブレコーダー映像研修・・・（6 月中）

■夏の全国交通安全運動・・・7 月～8 月
・セーフティラリー北海道・・・（7/1～11/30）
・第 35 回　国際農業機械展（7/6～7/10）
　4 年に 1 度開。来場者数 20 万人
・夏の交通安全運動、三角旗掲揚・・・（7/10～7/19）
・全道ハイタクサービス向上月間・・・（8/1～8/31）
・タクシーの日、記念キャンペーン・・・（8/5）
・夏祭り及び花火大会、プロ野球など催事に向けた安全対策・・・（8/1～8/15）
・夏の接客および交通安全研修・・・（8 月）
　接客マナーにおける講師をお招きしセミナー開催

■秋の全国交通安全運動・・・9 月～10 月
・交通事故死ストップ十勝百日作戦運動・・・（9/11～11/30）
・秋の全国交通安全運動・・・（9/21～9/30）
・帯広市交通死亡事故抑止対策総決起大会、街頭運動、パレード（未定）
・自動車点検整備強化月間、重点実施・・・（10/1～11/31）
・秋の安全対策研修・・・（10 月）
（農繁期を迎える事故対策、夕暮れ時の交通弱者対策、年末繁忙期に向けた対策）
・冬季前の点検と整備にむけた心得（不凍液、バッテリー、スタッドレスタイヤなど）

■冬の交通安全運動・・・11 月～3 月
・冬の安全運動、三角旗掲揚・・・（11/14～11/23）
・帯広神社初詣街頭指導、臨時交通規制、指導・・・（12/31～1/1）
・年末年始安全総点検・・・（12/20～1/20）
（疾病、疲労、飲酒防止の安全対策、事故災害時の緊急体制、インフルエンザ等の感染症予）
◎感染症の伴うウイルス感染予防と拡散防止策の研修会（流行期、繁忙期前）

・冬の研修・・・（12 月）
（冬型の事故対策、外部講師による当社の安全対策を考える）
・新年安全祈願祭・・・（1 月）
・第 51 回氷まつり、臨時乗降場設置および指導・・・（1/25～1/27）
・市内乗り場除雪、状況により各社出動・・・（未定）
・整備管理者選任後研修・・・（1 月下旬～2 月上旬）
・市内乗り場除雪、状況により各社出動・・・（未定）
・地区協会長表彰式、永年勤続指導員、優良乗務員、無事故競争優秀会社・・・（3 月）

5. 輸送の安全ならびにサービス向上に関する予算

■輸送の安全とサービス向上に向けた研修（年 4 回）：約 40 万円
・交通安全対策や新規利用促進を目的とする研修（外部講師よりご教授いただく）
■適性診断の受診：約 20 万円
・義務診断（初任、適齢）の他、適時必要に応じて一般診断を受診する。
■安全装備と低燃費車両の導入：車両代替計画に基づき実施　約 1,500 万円
・ASV 先進安全自動車、EV 電気自動車への導入を計画する。
■その他、安全に関わる経費：法令点検表による計画に基づき実施　約 450 万円
・車輌備品、法令義務点検（3 ヶ月毎）他

6. 輸送の安全及びサービス向上に関する指導、教育および行事

・お客様の乗り心地を意識した安全運行に努める。
・無事故無違反者への表彰を実施する
・新人社員教育の際には安全マネジメントを活用し安全意識向上に努める。
・事故、災害発生時における対処および連絡体制を指導し緊急時の対応に備える。
・月間重点指導目標を定め、季節、環境に応じた安全対策に取り組む
・事故発生時における情報を開示し責任を一個人にせず社内全体で分析共有し、要因と防止対策をはかる。
・運行管理者は、過労運転防止のため疾病、疲労、飲酒および労務管理に努める。
・タコグラフによる分析と指導を行い危険運転常習者においての罰則化を検討する。
・整備管理者は、輸送の安全に関わる不具合のある車両整備は遅滞なく改善する。
・ドライブレコーダーを使用した事故防衛対策を適時に行いプロ意識を高める。
・外部講師を招き、事故防止および接客向上にむけた講習を適時実施する。
・社員間による新人ドライバーの育成をはかる。（乗務員の教育・指導・育成は、現場から）
★当社ドライバーが講師となり、営業現場での同乗指導を行う。
・交通安全宣言の唱和を行い安全への意識高揚に努める。